

関西生コン事件・国賠訴訟の概要

提 訴 2020年3月17日
事件番号 令和2年(ワ)第7125号 国家賠償請求事件
係 属 東京地方裁判所 民事第1部合議2係
原 告 全日本建設運輸連帯労働組合 代表者中央執行委員長 菊池進
同 全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部 代表者執行委員長 武建一
同 湯川裕司(全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部副執行委員長)
同 T (全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部書記次長)
同 西山直洋(全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部執行委員)
被 告 国
同 滋賀県
同 京都府
同 和歌山県
原告ら訴訟代理人弁護士 海渡雄一
同 弁護士 太田健義
同 弁護士 萩尾健太
同 弁護士 木下徹郎
同 弁護士 小川隆太郎

請求の趣旨

- 1 被告国及び被告滋賀県は、各自、原告全日本建設運輸連帯労働組合及び原告全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部に対し、それぞれ金550万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みに至るまで年5%の金員を支払え。
- 2 被告国、被告滋賀県及び被告京都府は、各自、原告湯川裕司に対し、金330万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みに至るまで年5%の金員を支払え。
- 3 被告国は、原告Tに対し、金330万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みに至るまで年5%の金員を支払え。
- 4 被告国及び和歌山県は、原告西山直洋に対し、各自金330万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みに至るまで年5%の金員を支払え。
- 5 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決、並びに仮執行宣言を求める。

請求の原因

1 関西生コン事件の概要

本件の原告となっている全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下「原告関生（かななま）支部」という。）に対する一連の刑事訴追は、延べ逮捕者数と、同一人物への繰り返しの逮捕・勾留・起訴を見れば、その異常さは一目瞭然である。

2018年7月、原告関生支部と関係のある業者4名が逮捕されたのを皮切りに、その後、同支部組合員を中心にして、同支部と関係のある業者も含めた2019年11月までの延べ逮捕者数は、実に89名（実人数は57名）にも上る。指定暴力団同士の抗争においても、これほどの暴力団組員が1年4ヶ月の間に逮捕されたことなどないことからすれば、89名にも上る一連の逮捕者数がいかに異常であるかが良く分かる。もちろん、逮捕されたのは暴力団組員などではなく、原告関生支部に所属する組合員か、同支部と関係のある業者であり、そもそも、組織的な犯罪とは無関係の者たちである。

しかも、原告関生支部の執行委員長である武建一と副執行委員長である原告湯川裕司に対する再逮捕は執拗に繰り返され、武は6回逮捕されて6回とも起訴され（起訴6件）、湯川は8回逮捕されて7回起訴されている（内1回は1回の逮捕で2件起訴され、内1回は不起訴処分となっているため、起訴件数は8件である。）。

武は、大津地裁（2件）、大阪地裁（1件）及び京都地裁（3件）で起訴されているが、大津地裁及び大阪地裁では保釈が認められたものの、京都地裁が保釈を認めないため、未だ勾留されたままであった。提訴後の2020年5月29日、641日ぶりに保釈された。

同様に、湯川は、大津地裁（5件）及び京都地裁（3件）で起訴されているが、大津地裁では5件とも保釈が認められたものの（甲1の⑩の2件は完全黙秘のまま起訴直後に保釈が認められた。）、やはり京都地裁が一切保釈を認めないため、提訴時において未だ勾留されたままであった。提訴後の2020年6月1日、644日ぶりに保釈された。

武及び湯川は、先行する事件の審理が進んで保釈が認められるような段階になると、新たな逮捕・勾留・起訴が繰り返されたため、先行事件で保釈が認められても、新たな勾留で保釈が認められないという事態が続いたものであった。

この延べ89名にも及ぶ逮捕者数、組合のツートップが狙い撃ちにされ、執行委員長に対しては6回、副執行委員長に対しては8回も逮捕が繰り返され、2人とも提訴時まで保釈が認められておらず、提訴後に保釈されたものの組合活動を実質的に不可能ならしめる保釈条件が付されているという事態は、まさに異常としか形容しようがない。

上記以外にも、捜査段階での組合員に対する組合の脱退勧奨、組合専従者であるにもかかわらず組合関連事務所への立入禁止及び全組合員との接触禁止（保釈条件）、組合事件の証人尋問日前日の保釈中の再逮捕など、労働組合である原告関生支部に対するありとあらゆる不当な刑事訴追が繰り返されているため、本訴を提起した次第である。

2 具体的事実の要旨

(1) 逮捕された組合員やその家族に対し、警察や検察が労働組合脱退を迫ったこと

「(3) H組合員の逮捕の状況

ア 2018年2月5日、H組合員は出勤のため午前3時15分に自宅を出ると、待ち構えていた滋賀県警の警察官に呼び止められ、その場で逮捕された。H組合員はそのまま自宅を捜索され、上記コンプライアンス活動とは無関係な古い手帳7～8冊と、パソコン、共済給付の紙などを差し押さえられた。

イ H組合員は離婚をしており、上記自宅で中学生の息子と一緒に暮らしていた。しかるところ、警察官は捜索中、H組合員に対し、H組合員の息子の部屋を指して「施設に入れるんかどないすんのや。」と聞いてきた。

また、同組合員が逮捕されたことを息子の中学校に連絡するとも言い出したため、H組合員は、息子は関係がないので学校への連絡だけは止めるように懇請した。

(4) H組合員に対する取調べ

上記捜索差押が済むと、H組合員は近江八幡警察署に連行され、取調べを受けた。

同組合員の取調べを担当したのは、滋賀県警の井澤と呼ばれる40代前後の刑事であった。同人はH組合員に対し身分関係、コンプライアンス活動のために行ったことのある作業現場、原告関西生コン支部の組合員や元組合員のこと、上記コンプライアンス活動のために工場の工事現場に行った日のことなどを聞いてきた。しかしやがて、同刑事は「関生を辞めてたら任意の事情聴取で済んだ。」と発言した。さらに、「関生を辞めるんだったら、ええ方法を考えたる。」などと述べて、H組合員に対して、原告関生支部からの脱退を促してきた。

その後も、H組合員が釈放されるまで、井澤刑事はH組合員に対し、子どもよりも組織が大事なのか、組合をやめるといふまで気長に待つなどと、H組合員が原告関生支部を脱退することを促す発言を繰り返した。

(5) H組合員の家族に対する働きかけ

H組合員の逮捕後、その元妻が息子を預かり面倒を見ていた。滋賀県警の警察官カタヤマは、そんなH組合員の元妻に対しても電話して、H組合員が原告関西生コン支部を辞めるように説得してくれと要求した。さらに警察官は元妻に対し、息子やH組合員の母親にまで会わせるよう要求した。

(6) H組合員の弁護人に関する言動

そのほか、井澤刑事は原告に対し、「私選と国選選ぶときに、組合の弁護士は組合のことしか考えないから止めた方が良い。」と発言し、原告関生支部がH組合員に紹介した弁護人を解任するよう促した。

H組合員の元妻に対しても、カタヤマ警察官は連絡し、H組合員の弁護士は原告関生支部のために動いているだけで、本人のためにはならないという発言を繰り返した。

(2) N組合員の逮捕後の検察官による家族への言動

N組合員は上記逮捕当時、妻である訴外M（以下Mという。）及び子ども2名の合計4名で暮らしていた。

N組合員の逮捕後のある日の午前中、大阪地方検察庁の天川恭子検事（以下「天川検事」という。）が、職場で勤務中のMの携帯電話に何度も電話をかけてきた。Mが電話を返し、勤務中であることを伝えたが、天川検事は午前中に必ず話さないといけないと述べたことから、Mはその後15乃至20分間天川検事と会話をした。

同会話の冒頭で、天川検事はMに対し、正直に答えないと夫には不利になると前置きをした。そしてその後、Mに対し、N組合員はすごく悪いことをしている、自分はただのストライキだと思っているかもしれないけれどもそのようなレベルのものではない、このような活動を続けるのはよくないので、組合活動をやめることを家族として求めるべきであると述べてきた。

(2) 組合活動を理由に8回もの逮捕で600日に及ぶ長期勾留を強いていること

「原告湯川に対する身体拘束にかかる事実関係は以下のとおりである。

(1) フジタ事件（恐喝未遂被告事件）による身体拘束

原告湯川は、2018年8月28日に恐喝未遂の被疑事実で逮捕され滋賀県守山警察署に留置された。その後、同年8月30日から同被疑事実で勾留決定及び接見禁止決定がなされ、同年9月7日には勾留延長決定を経て、同年9月18日に起訴された。

起訴後に、同年11月13日、同年12月12日、2019年1月9日、同年2月8日、同年3月11日、同年4月10日、同年5月10日、同年6月10日に勾留延長がなされ、2019年7月1日に保釈許可決定がなされた。

(2) セキスイハイム近畿事件（威力業務妨害被告事件）による身体拘束

原告湯川は、2018年11月27日に威力業務妨害の被疑事実でも逮捕され、滋賀県守山警察署に留置された。その後、同年11月29日から同被疑事実でも勾留決定及び接見禁止決定がなされ、同年12月7日に勾留延長決定を経て、同年12月18日には起訴された。

起訴後も、2019年2月8日、同年3月11日、同年4月10日、同年5月10日、同年6月10日に勾留延長がなされ、同年7月1日に保釈許可決定がなされたものの、勾留自体は引き続き同年7月9日、8月9日、9月9日、10月9日、

11月11日、12月19日に更新されている。

(3) タイヨー生コン事件（恐喝被告事件）による身体拘束

原告湯川は、2019年4月11日に恐喝の被疑事実で逮捕され、滋賀県守山警察署に留置された。その後、同年4月12日から同被疑事実でも勾留決定及び接見禁止決定がなれ、同年4月19日に勾留延長決定を経て、同年4月26日に起訴された。

起訴後も、2019年6月18日、7月18日に勾留延長がなされ、2019年7月19日に保釈許可決定がなされたものの（検察官が抗告し同年7月22日に抗告棄却）、勾留自体は引き続き同年8月16日、9月17日、10月17日、12月13日に延長されている。

(4) 日本建設・東横イン電建事件（威力業務妨害被告事件）による身体拘束

原告湯川は、2019年8月20日に威力業務妨害の被疑事実で逮捕され、滋賀県守山警察署に留置された。その後、同年8月22日から同被疑事実でも勾留決定及び接見禁止決定がなれ、同年8月30日に起訴された。

起訴後も勾留が継続され、2019年9月5日に保釈許可決定がなされたものの（検察官が抗告し同年9月10日に棄却）、勾留自体は引き続き同年10月21日、11月21日に延長されている。

(5) 加茂生コン事件（強要未遂、恐喝未遂被告事件）による身体拘束

原告湯川は、2019年6月19日に強要未遂、恐喝未遂の被疑事実で逮捕され、京都府山科警察署に留置された。その後、同年6月21日から同被疑事実で勾留決定及び接見禁止決定がなされ、同年6月28日の勾留延長決定を経て、同年7月10日に起訴された。

起訴後も、2019年9月2日、10月1日、10月31日、11月29日に勾留延長がなされている。

（4）の事件の保釈決定の前日である2019年9月4日、原告湯川は、滋賀県警守山警察署留置施設から京都府山科警察署留置施設に身柄が移送された（甲C81）。

(6) 近畿生コン事件（恐喝未遂被告事件）による身体拘束

原告湯川は、2019年7月17日に恐喝の被疑事実で逮捕され、京都府山科警察署に留置された。その後、同年7月19日から同被疑事実で勾留決定がなされ、同年7月26日の勾留延長決定を経て、同年8月7日に起訴された。

起訴後も、2019年8月7日に接見禁止決定がなされ、9月27日、10月29日、11月28日に勾留延長がなされた。

(7) ベストライナー事件（恐喝被告事件）による身体拘束

原告湯川は、2019年9月6日に恐喝の被疑事実で勾留決定および接見禁止決

定がなされ、京都地方検察庁において同日執行された。同年9月13日の勾留延長決定を経て、9月25日に起訴され、起訴後も同年11月15日に勾留延長されている。

(8) 原告湯川の身体拘束状況

原告湯川は、上記(1)乃至(4)の滋賀県（大津地裁）での事件では全て保釈決定がなされたが、検察官が（準）抗告したため、保釈が確定したのは保釈決定日以降であったし、保釈保証金が多額に上ったため、保釈決定がなされた全事件の保釈保証金を納付できたのは、2020年1月22日であったため、大津地裁に係属した事件の勾留は同日まで続いた。

また、冒頭で指摘したとおり、上記(5)乃至(7)の京都地裁に係属している事件はいずれも保釈が認められないため、原告湯川に対する身体拘束は、最初の逮捕から本件提訴時に至るまで、実に567日にも及んでいるが、さらに延びるのは確実である。

すでに指摘したとおり、原告湯川は労働組合の副執行委員長であって、暴力団のような反社会的集団の構成員などではないし、起訴罪名も人の生死に関わるような内容ではない。にもかかわらず、原告湯川に対する身体拘束は、600日に及ぼうとしている。

(3) 裁判所が組合活動を禁止し、社会活動を規制する保釈条件を決めたこと

〔1〕 2019年8月15日付原告Tに対する保釈許可決定

2019年8月15日付原告Tに対する和歌山地方裁判所による保釈許可決定には、次のような保釈条件が課された。

「5 別紙記載の者とは、弁護人を介する場合を除いて、面接、電話、文書の送付、電子メールの送信その他一切の接触をしてはならない。ただし、被告人が就労するために不可欠である場合には、この限りではない。

6 和歌山県海南市築地6番地17所在の和歌山県広域生コンクリート協同組合事務所に一切立ち入ってはならない。

7 全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部の主たる事務所及び従たる事務所に一切立ち入ってはならない。

8 M2その他の和歌山県広域生コンクリート協同組合の関係者とは、弁護人を介する場合を除いて、面接、電話、文書の送付、電子メールの送信その他一切の接触をしてはならない。」

(2) 2019年8月16日付原告Tに対する保釈許可条件変更決定

この決定に対して、検察官は準抗告を申し立て、保釈許可の取消と保釈許可条件の変更を求めた。これを受けて、裁判所は「第1回公判期日前である現時点に

においては、被告人と本件支部の関係者との自由な接触を禁止する必要性は高いというべきであって、弁護人を介した接触に限ってこれを許容するのが相当である。」として、上記下線部分の但書を削除し、次のとおり、保釈条件をより厳格なものに変更した。

「A, B, Cその他の全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部の関係者とは、弁護人を介する場合を除いて、面接、電話、文書の送付、電子メールの送信その他一切の接触をしてはならない

6 和歌山県海南市築地6番地17所在の和歌山県広域生コンクリート協同組合事務所は一切立ち入ってはならない。

7 全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部の主たる事務所及び従たる事務所は一切立ち入ってはならない。

8 M2その他の和歌山県広域生コンクリート協同組合の関係者とは、弁護人を介する場合を除いて、面接、電話、文書の送付、電子メールの送信その他一切の接触をしてはならない。」

と変更したのである。つまり、就労のために必要な場合であっても、事務所に立ち入ることを認めないものに変更されたのである。

(3) 同年11月における一部解除決定

その後、裁判所は弁護人の請求を受けて、11月12日付で、

「指定条件5項及び7項に関わらず、令和元年11月24日(日曜日)午後1時30分から午後3時までの間、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部の主たる事務所に立ち入るとともに、被告人が担当していた未払賃金等請求事件(大阪地方裁判所平成28年(ワ)第12529号、以下「本件民事事件」という。)に関する資料を探し出し、かつ、持ち出すまでに必要な時間において、本件民事事件の資料保管を担当する組合員であるHとの間で、前記資料の探し出し及び持ち出しのため必要最小限の会話をすることを許可する(ただし、立ち入りは、前記H以外の本件支部の関係者が前記事務所内にいない場合に限る。)

2 指定条件5項に関わらず、11月25日(月曜日)、午後4時30分から午後6時までの間、法律事務所において、本件民事事件の担当弁護士であるS弁護士、本件民事事件の訴訟当事者であるX組合員及び被告人から本件民事事件の担当を引き継いだ前記Hとの間で、本件民事事件の和解に関する打合せを行うことを許可する。」と決定し、組合活動に関する訴訟の打ち合わせに関するわずか合計3時間の打ち合わせを許可した。

(4) 保釈条件変更申請と職権の不行使

その後、原告Tの弁護人は、同年12月4日付で保釈条件の変更・緩和を申し立てた。

「申立の趣旨 指定条件第5項を以下のとおり変更されたく申し立てる。

[変更前]

A, B, Cその他の全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部の関係者とは、弁護人を介する場合を除いて、面接、電話、文書の送付、電子メールの送信その他一切の接触をしてはならない。

[変更後]

A, B, Cその他の全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部の関係者とは、弁護人を介する場合を除いて、面接、電話、文書の送付、電子メールの送信その他一切の接触をしてはならない。ただし、書記長及びR執行委員と個別に本事件及び他の組合員にかかる刑事事件以外の事項について接触する場合を除く。」

このような、申立について、弁護人はその理由を次のように説明した。

- ① 本件は、2019年10月24日午後2時に第1回公判期日が実施され、冒頭手続が終わった後、弁護人の証拠意見に基づき、証拠調べの手続きに入り、現在は、期日間整理手続に入ったので、接触禁止の対象を拡大する理由の相当部分は現在は消滅するに至っていること。
- ② 2019年11月23日、第55回定期大会を開催し、書記次長には引き続きT被告人が就任した。支部は、2018年7月18日に滋賀県の湖東生コンクリート協同組合の副理事長ら4名が逮捕された後、同年8月9日には本件支部の城野正浩執行委員ら3名が逮捕され、以後、2019年11月14日までに延べ89人が逮捕され、延べ71人が起訴されるという事態になっている。
- ③ コンプライアンス活動は行政手続法36条の3も認める是正のための処分等を求める申出であり、労働組合だけでなく何人にも許される行為であり、ストライキは憲法28条に根拠を有する行為であり、就労証明書の発行請求は労働契約関係ある労働者にとって当然の請求であり、破産や企業閉鎖に対する雇用補償の趣旨の解決金支払いは労使紛争を解決する手段として広く採用されているものである。
- ④ また、本件は、本件支部の活動に対して元暴力団が介入したものであり、本件支部の労働組合としての存在意義及び存続にかかわる重大なものである。憲法28条が団結権や団体行動権を保障している以上、何人も労働組合の団結を脅かし、団体行動を妨害することは許されない。被告人が本件支部の存在意義や存続に対する重大な脅威を排除するため、まずは、元暴力団を本件支部に派遣したものはだれかを確認し、派遣した者に対して謝罪を求める行為は許される行為である。
- ⑤ ただし、以上は今後のそれぞれの公判において、本件支部の行為が労働組合

の行為として正当であり、違法性を阻却するかどうかの判断にかかっている。

- ⑥ 保釈の指定条件をどのように決定するかについては基本的には事件単位で検討されるべきであるが、本件を含む前記各事件の全体の状況からして、接触禁止の対象を大幅に縮小することについては困難が伴うものと思われる。そこで、今回の申立においては、被告人の直接の上長である書記長、そして、日常的な労働組合活動の一つである組合機関誌の発行を担当するR執行委員に限って、接触禁止の解除を申し立てる。
- ⑦ 被告人は保釈後現在までに弁護人を介して書記長やR執行委員と接触しているが、主たる内容は本件支部の役員が参加する対外的な会合についてだれが参加するかの相談（主に書記長）や機関誌の原稿作成にかかわる相談（主にR執行委員）である。本件にかかわる内容や本件支部の役員らが起訴されている前記刑事事件にかかわる内容に関連して接触したことは一度もない。
- ⑧ 保釈の指定の必要性と憲法28条が保障する労働組合活動の必要性とを比較衡量すれば、本件及び前記各刑事事件以外の事項にかかわる内容であれば、被告人が書記長やR執行委員と弁護人を介さず、また、他の組合員を交えず個別に接触することは許されるべきであると考え。」

このようなきわめて謙抑的な申し立てに対しても、検察官は反対の意見を述べ、裁判所は職権によってこれを許可することなく、このような保釈許可条件を継続している。このような保釈許可条件の緩和を認めなかった行為は、直接的には裁判所の行為であるが、これに反対する意見を提出した検察官の行為も、また、このような違法な保釈条件を継続させた違法行為である。

(5) 2020年1月の一部解除決定

2020年1月14日には、原告Tの知り合いの組合員の母親の死亡に際して「指定条件5項に関わらず、令和2年1月14日午後9時から15分間、D集会所において、上記被告人の弁護人が同行した上で、同日通夜のYに対する哀悼の意を表することについてはこれを許可する。」と決定した。

また、同年1月24日には「指定条件5項にかかわらず、令和2年1月28日午後5時から午後7時までの間、法律事務所において、弁護人が同席した上で、被告人が所属する全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部のE副委員長、H執行委員及びF財政部長との間で、G株式会社及び株式会社I生コンを被申立人とする不当労働行為救済申立事件の打合せを行うこと並びに有限会社J生コン及びK株式会社との労使問題について今後の基本的な方針を協議することを許可する。」ことを決定し、弁護人同席の会議の出席を認めたにとどまる。

3 原告Tの労働と社会活動を否定する保釈条件

原告Tは原告関生支部の組合員であるだけでなく、専従職員である。

原告Tの日常的な業務は、原告関生支部の書記次長であり、同原告の組合事務所に
おいて、専従役員としての仕事をしている。

日常的に組合事務所に出勤すること、組合員と面談あるいは電話、メールなどで相
談することが、原告Tの日常業務そのものである。

したがって、原告Tに課された保釈条件の下では、このような日常業務は一切遂行
することができない。

組合員との接触禁止条項に当初は「ただし、被告人が就労するために不可欠である
場合は、この限りでない。」とは規定されていたが、検察官による準抗告によってこ
のような但し書きが削除されたことは前述した。このような厳しい保釈条件は、直接
的には裁判所が課したものであるが、間接的には検察官が求めたものであり、このよ
うな保釈条件を求めたこと自体が、検察官による違法行為に該当する。また、保釈許
可条件の緩和を認めなかった裁判官の行為、保釈条件の緩和に反対する意見を述べた
検察官の行為もまた違法である。

よって、原告Tは現在、組合の業務には従事することができず、本件裁判の準備の
ために法律事務所で弁護士を交えて打ち合わせをするほか、自宅待機を余儀なくされ
ている。この状態では心身の健康を維持することも容易ではない。」

(4) 予定された別件民事裁判の証人尋問を妨害する違法な逮捕

「(2) Xバンドレーダー違法捜索国賠訴訟

2014年5月、京都府京丹後市に、近畿地方で唯一の米軍専用施設として米軍
経ヶ岬通信所（米軍Xバンドレーダー基地）の建設が着工された。建設以前から、
建設反対の市民運動が行われてきて、原告関生支部もこれに関与してきた。

現場の京丹後は、交通の便の悪い地域であり、高速道路を使っても大阪からは3
時間かかる地域であった。そこで、原告関生支部として、現地に向かう市民を所有
するバスに乗せて行ったことがあった。

米軍Xバンドレーダー基地反対・近畿連絡会（代表世話人：服部良一元衆議院議
員ほか1名）は、2014年9月28日、京都府京丹後市において「京都にも沖縄
にも東アジアのどこにも米軍基地はいらない！Xバンドレーダー搬入反対！9・2
8全国集会 in 京丹後」を開催した。

同連絡会は、同日、近畿各地から同集会に参加する市民のために、JR京都駅、
JR大阪駅、JR神戸駅の各駅の近辺から発着する大型バスを準備した。集会参加
者はバスに乗ってこれらの駅と京丹後市の現地とを往復した。同バスを利用する参
加者は、実費相当分として一人3500円を負担した。

これについて、道路交通法違反（白タク行為）であるとして、2015年6月4
日、市民団体関係者が3名逮捕され、20数か所が捜索された。翌6月5日には、

原告関生支部にも搜索差し押さえがなされた。大阪府警の警察官数十人が関生支部事務所に押し掛け、臨場した組合員らに対し、原告関生支部がそれまでに「証拠隠滅」をやっているとの事実を摘示して、同原告の名誉・信用を毀損した。それとともに、搜索の着手前から、原告関生支部組合員ら及び組合事務所内を動画撮影して情報収集を行い、原告関生支部のプライバシー権を侵害した。

しかも、搜索の被疑事実とされた2014年9月28日の集会については、原告全日建の近畿地本定期大会が大阪であったため、原告関生支部はバスを出しておらず、組合員はだれも現地に行っていなかった。よって、犯罪の嫌疑は凡そ成立せず、違法な搜索であることは明らかであった。

警察の言い分としては、同集会の実行委員会に参加していた近畿地本執行委員西山宛に集会のビラが発送されていた、とのことであるが、それならば、百歩譲っても、原告関生支部ではなく近畿地本に対しての搜索でなければ、およそ搜索の必要性は認められない。

原告西山は、上記の違法な搜索差押えに対して強く抗議するとともに、適正な警察運営を行うことを請願するため、2015年6月20日、捜査本部の置かれた大阪府警西警察署の署長に宛てた請願書を持参して西警察署に赴いた。

原告西山は、西警察署の玄関前の歩道で応対した警察官に対し、請願書を示しながら請願に来たことを伝え、内容を説明したいので建物の中に入れてほしいと申し述べた。これに対し、警察官は、原告西山を同警察署の建物に入らせなかったばかりか、事件に関するものは受けられないとか、請願という名の捜査に関するものは受けられない等と言って、請願を受理することを拒否した。

そこで、違法な搜索および請願権の侵害であるとして、原告関生支部と原告西山が原告となって、国家賠償請求訴訟を提起していた（甲E5・訴状）。

(3) Xバンドレーダー国賠訴訟の尋問を妨害する逮捕

このXバンドレーダー国賠訴訟において、原告西山は、2018年11月9日の口頭弁論期日で人証として採用され、尋問の期日が翌2019年2月12日と指定された。その証言の重要性は、前述した原告西山のXバンドレーダーに関する違法捜査や請願拒否の内容からも明らかである。

ところが、その人証採用決定の直後である2018年11月21日に、原告西山は、ストライキに関する威力業務妨害事件で大阪府警に逮捕された。このことにより、原告西山の尋問の準備は困難となった。

しかし、原告西山の人証としての重要性から、事前の調整を経て、2019年2月12日の期日において、原告西山の尋問は同年3月4日に大阪拘置所に出張して行うと指定された。ところが、前述の通り、原告西山は、同年2月18日に滋賀県警に逮捕され、その身柄は2月19日、大阪拘置所から滋賀県警大津警察

署留置施設に移された。

このことにより、原告西山による2019年3月4日における尋問は不可能となり、進行協議期日に変更された。

そして、原告西山が保釈されたのち、ようやく、同年11月15日に原告西山の70分の尋問が設定された。

ところが、その前日である同年11月14日、原告西山は和歌山県警に逮捕され、結局、尋問は行い得なかった。

この一連の経緯からすれば、原告西山の尋問の妨害を意図して、原告西山に対する同年11月14日における逮捕がなされたものと考えざるを得ない。

なお、Xバンドレーダー国賠訴訟の被告は大阪府（大阪府警）、同年11月14日における逮捕は和歌山県警によるものであるが、原告関生支部組合員への逮捕の各府警・県警の連携ぶりからすれば、Xバンドレーダー国賠訴訟への対応も原告関生支部への対応への一環として各府警・県警が連携して行ったことが強く推認される。

以上のような不当な目的のために、以下に述べる通り凡そ逮捕の必要性の認められない原告西山に対する逮捕状の請求及び執行をしたことは違法である。」

- 3 上記の国（裁判所、検察）と各府県警察による違法行為は、憲法28条、国際人権（自由権）規約9条、ILO87号条約（国際労働機関＝ILOの結社の自由及び団結権保護条約）に違反し、国家賠償法1条1項（注）に該当するとして損害賠償を請求した。

注：国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

本件の背景

1 原告関生支部とは

原告関生支部は1965年に結成され、主に生コンクリート（以下「生コン」という。）及びセメント輸送業界の労働者等が加入する産業別・職業別労働組合である。

2 生コン業界の特質

生コンは、製造後短時間で固まり、固まり始めると品質上の問題が生じるため、JIS規格で、練り混ぜ開始から荷下ろし終了まで、約90分以内で行わなければならないとされている。その生コンの出荷特性から、大阪府内各所の生コン製造工場は乱立傾向にあった。

一方、生コン業者が生コンを製造するにはセメントをセメントメーカーから購入

し、生コンを出荷するには建設会社等に販売する必要があるが、セメントメーカーは宇部興産などの四大大手が牛耳り、建設会社もいわゆるスーパーゼネコンへの販売量が圧倒的に多いため、生コン業者は、巨大セメントメーカーから高値でセメントを買わされ、巨大ゼネコンに安値で生コンを販売せざるを得ない状況にあった。その結果、生コン業者は、乱立状態に加えて価格競争に巻き込まれ、過当競争下で不当廉売も行われた挙げ句、中には「シャブコン」という水増しした生コンで利益を得ようとする悪徳業者も存在した。阪神淡路大震災で高速道路が崩壊したのは、シャブコンが原因だったのではとされていることは、記憶に新しいところである。

3 原告関生支部の産業政策運動

過当競争による共倒れを防ぎ、生コンを適正価格で販売できる体制を確立することは、生コン業者はもちろん、そこで働く労働者にとっても、過当競争による生コン業者の倒産が自らの職場の喪失に直結することから、極めて重要な課題であった。また、生コンの品質確保と安定供給体制の確立は、シャブコンなど品質保証のない生コンの流通を防いで社会インフラに欠かせない高速道路等が安心・安全に建設されることにつながるから、市民社会にとっても必要不可欠である。

ここに生コン業者と労働組合が共闘できる基盤があり、原告関生支部は、1974年以降、産業政策運動に取り組み、生コン業界による生コンの適正価格の収受、品質確保及び安定供給体制の確立を目的として、中小企業協等同組合法に基づく協同組合を設立することを支援し、生コン業界全体の基盤整備に協力してきた。

4 協同組合を設立することの意義

中小企業等協同組合法に基づいて設立された協同組合は、同法7条及び独占禁止法22条により、独占禁止法の適用が除外されている。すなわち、個々の生コン業者は、協同組合を設立することにより、セメントの購入について、セメントメーカーとの対等な立場での価格交渉力を取得し、一方、生コンの販売について、協同組合として統一した販売価格を設定し（一種の価格カルテル）、生コン購入者である大手ゼネコン等と対等な立場で価格交渉ができる途が開かれた。

協同組合は、生コンの販売について、協同組合に加入している個々の生コン業者が注文を受けるのではなく、協同組合が注文を受ける形をとっている（共同受注・共同販売）。これにより、大手ゼネコン等の生コン購入者に対し、協同組合として設定する統一価格（標準価格）でしか注文を受けないという姿勢で臨むことが可能になり、大手ゼネコン等による生コンの買ったたきを防ぐことができるようになる。

協同組合は、協同組合として生コンの共同受注・共同販売を行う上で、協同組合に加入する全ての生コン業者が製造する生コンの品質を確保し維持するための体制を

整えている。このことにより、仮に協同組合に加入するある生コン業者が出荷割当を受けていたのに、生コンを出荷できない事態になっても、別の生コン業者が代わって出荷をすることにより、安定供給を行うことができる。また、万一、協同組合に加入する生コン業者が納入した現場で、後日生コンの品質上の不具合に伴い構築物の瑕疵が発生した場合、協同組合だからこそ加入できる瑕疵保証責任補償保険（この保険には、協同組合に加入しない生コン業者（アウト業者）が加入することはできない）により品質保証の徹底を図っている。

このような品質確保・安定供給・瑕疵保証は、協同組合だから可能なものであり、協同組合に加入していない生コン業者（アウト業者）が行うことは不可能である。

協同組合の設立は、まさに、生コンの適正価格、品質確保及び安定供給の確立を実現させるために必須であった。生コン業者が生コンの適正価格を確立できれば、そこで働く生コン産業労働者の労働条件も必然的に改善されるという労働者側の立場から、原告関生支部では、生コン業者が協同組合に加盟することが必要だと認識していた。

5 一面共闘・一面闘争

本来、生コン業者と生コン輸送労働者をはじめとする生コン産業で働く労働者は、労使対立の関係にあるが、関生支部は、協同組合を組織した生コン業者と生コン輸送労働者等が一体となって、大手セメントメーカー及び大手ゼネコンと対峙することにより、生コン業者の経営状態の改善・底上げ、ひいては労働者の労働条件の改善を目指していた。

協同組合で共同受注する形を取り、大手ゼネコン等の生コン購入者と対等な立場で価格交渉などを行えるからこそ、適正価格の確立等が可能になるのである。しかし、協同組合に加盟しないアウトの生コン業者が乱立すれば、アウト業者が不当廉売を行ったり、利益確保のためにシャブコン等品質保証のない生コンを販売するなどする結果、上記生コンの適正価格の収受・品質保証・安定供給体制の確立の目的が達成できなくなり、生コン業者、そこで働く労働者、またシャブコン等が社会インフラに使用されるという点で市民にとっても、アウト業者の乱立はマイナスにしかならない。

協同組合の加盟率を上げることは、生コン業者、そこで働く労働者及び生コンが使用される公共構築物等の利用者である市民にとって、極めて重要なことである。

そのため、原告関生支部は、使用者である生コン業者とその業界で働く輸送労働者等との関係は、本来の労使関係から闘争と位置づけながらも、大手セメントメーカー及び大手ゼネコン等に対しては、使用者である生コン業者と労働者側である関生支部が一致団結して対峙するという共闘関係と捉え、一面共闘・一面闘争という立場で臨んでいた。

6 生コン業者による大同団結

生コンの適正価格収受、品質保証及び安定供給体制の確立を三本柱とする業界再建に向け、1995年4月から活動を開始した大阪広域生コンクリート協同組合（以下「広域協組」という。）は、労使協調体制のもと（上記の「一面共闘」）、順調に加入事業者を増加させたが、1998年の組織率約94%がピークで、それ以降はアウト業者が跋扈するようになり、廉価販売の勢いを加速させたため、生コン業界にとって苦難の時期が続いた。その後、紆余曲折を経て、2015年には、原告関生支部の多大な尽力もあって、他の二協組等が広域協組に合流する形の「大同団結」が実現し、広域協組は100%近い組織率を達成した。

2017年には、兵庫県の大半の協組をも組織統合して、広域協組は、164社189工場という巨大組織に発展した。ちなみに、東京都心部の生コン協組の加盟社は45社61工場であり、広域協組の組織率が高いことは一目瞭然である。

この高い組織率を背景に、大阪府下の生コン価格は2014年頃から4割以上も上がり、2017年頃には1㎡当たり1万8000円で生コンを販売し、周辺の兵庫県などでも1万7000円程度まで上昇した。なお、東京や名古屋では、1万1000円～2000円程度であった。

広域協組が高い組織率を達成できた結果、広域協組に加盟している生コン業者の経営状況は大きく改善され、当然ながら、多大な利益が出るようになった。

このような生コン業者の経営改善をもたらしたのは、原告関生支部が広域協組の加盟率を上げるために奔走したからであり、生コン業者の経営が改善した以上、そこで働く生コン輸送労働者・セメント輸送労働者等の待遇も改善されるべきであるのは当然である。原告関生支部が労働組合であるにもかかわらず、一面共闘・一面闘争を掲げて、使用者側である生コン業者と労使協調体制で広域協組の加盟率上昇に努力してきたのもそのためである。

7 生コン輸送労働者等の実情と広域協組の変貌

生コン輸送労働者等は、生コン業者の安売り合戦による経営悪化やリーマンショックの影響などから、正社員から日々雇用に切り替えられ、2017年頃には、関西圏での正社員と日々雇用の比率は30対70で、日々雇用の多数であった。1990年代には、生コン輸送労働者等の年収は600万円まで上がっていたが、その後は下降の一途をたどり、2016年の厚労省の統計では、トラック運輸業の平均賃金は年収447万円まで下がり（全産業平均の490万円の約1割下）、逆に、労働時間は260時間まで増えていた（全産業平均の212時間の2割近く上）。

原告関生支部が広域協組の組織化に奔走してきたのは、生コン輸送労働者等の待遇

改善のためであり、生コン業者の経営が安定し、利益が出るようになった以上、その利益は当然に生コン輸送労働者等に還元されるべきものであることから、関生支部は、広域協組に対して、労働者の待遇改善を要求するようになった。

原告関生支部は、現場の労働者の待遇改善のために、使用者と共闘関係を築いてきたが、労働者の待遇改善を使用者側に要求するようになると、使用者側との闘争関係（本来の労使関係）が顕在化してきた。そのため、生コン業者側（使用者側）からすれば、同原告は目障り以外の何ものでもなかった。なぜなら、同原告は、利益を上げている生コン業者に対して賃上げを要求し、自らの利益を奪い取ろうとする労働組合でしかなかったからである。

広域協組加盟各社は、原告関生支部の精力的な活動によって、生コン価格の4割上昇を達成し、生コン業者の経営安定と利益の確保を実現したのであるが、実際に利益が出始めると、労使対立の構図と同様、労働者の待遇改善を求める同原告を排除するようになったのである。

結局、生コン業者側からすれば、原告関生支部は労働者の賃上げを要求する目障りな存在であり、大手セメントメーカー及び大手ゼネコンからしても、生コン業者等と共闘して対立する存在でしかなかったことから、同原告は、生コン業界においては、使用者側からも大手セメントメーカー及び大手ゼネコン側からも疎まれる存在となり、今回の異様な刑事訴追を生み出すこととなったのである。